

田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業実施要綱第4条の規定により愛知県が指定した事業者(以下「指定事業者」という。)に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第8項に規定する短期入所の利用を促進する事業等に要する経費に対し田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定め、もって重症心身障害児等の居宅生活を支援することを目的とする。

(重症心身障害児等)

第2条 この要綱において「重症心身障害児等」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下同じ。)のうち18歳以上である者並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者で18歳未満である者のうち、障害者総合支援法における支給決定において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)第4の1の注1の(2)に規定する重症心身障害者又は第7の1の注5に規定する重症心身障害児に該当すると認められた者をいう。

(補助対象事業)

第3条 市長は、田原市内に住所を有する重症心身障害児等に対して指定事業者が行う短期入所サービスを提供する事業(以下「補助事業」という。)について、補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の補助対象経費、補助基準額及び補助交付額の算定方法は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする指定事業者は、田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により指定事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 前条に規定する補助金の交付決定の通知を受けた指定事業者（以下「補助事業者」という。）は、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から30日以内に理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（変更の申請及び決定）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において交付対象経費等の内容を変更しようとする場合は、田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）に、変更が生じた理由を示す書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付の変更を決定し、田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）によりその決定内容を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の完了（変更の決定を受けた場合を含む。）の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条に規定する報告書を受理した場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容（第8条の規定による変更の決定をした場合は、その変更決定された内容をいう。）に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、受理した日から30日以内に補助金を補助事業者へ支払うものと

する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月1日から施行し、平成24年4月1日以降に要した補助対象経費に対する補助金の支給について適用する。

(効力の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、改正後の田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、改正後の田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行し、改正後の田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月12日から施行し、改正後の田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行し、改正後の田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用す

別表（第4条関係）

<p>補助対象経費</p>	<p>補助事業に係る次に掲げる経費とする。ただし、重症心身障害児等による補助事業の利用は、1回7日以内に限る。</p> <p>1 人件費 給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、賃金等</p> <p>2 事務費 旅費、需用費（消耗品費）、燃料費、印刷製本費、役務費（通信運搬費及び手数料）等</p> <p>3 その他 事業運営に係る必要な経費</p>
<p>補助基準額</p>	<p>短期入所のみを利用した場合</p> <p>1日につき1,000円 （福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅲ）又は福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅲ）を算定）</p>
<p>補助交付額の算定方法</p>	<p>補助基準額に利用日数を乗じて算出された額とする。</p>

様式第1号(第5条関係)

田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 様

申請者

法人の所在地

法人の名称

代表者職氏名

田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 事業施行期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 補助金交付申請額 金 円

4 申請額算定基礎

	利用者数	利用日数	補助基準額×日数
短期入所のみを利用した場合	人	日	円
日中活動系サービスを併せて利用した場合	人	日	円

5 添付書類

事業計画書・事業計画内訳書

その他

様式第2号(第6条関係)

田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付を決定したので、田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 田原市補助金交付要綱及び田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号(第8条関係)

田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

田原市長 様

申請者

法人の所在地

法人の名称

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金の申請額を、下記の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|------------------|---|---|
| 1 | 今回追加(減額)補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金既交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 変更後の補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 4 | 変更申請の理由 | | |

様式第4号(第8条関係)

田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金変更交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

田原市長



年 月 日付けで変更交付申請のあった補助金については、下記のとおり決定しましたので、田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 変更前の補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更後の補助金交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 田原市補助金交付要綱及び田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第5号(第9条関係)

田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 様

申請者

法人の所在地

法人の名称

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金について、当該事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助事業実施期間 年 月 日 から
年 月 日 まで
- 3 添付書類
事業実績書・事業実績内訳書
その他

様式第6号(第10条関係)

田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金確定通知書

第 号

年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けでありました補助金の実績報告につきまして、補助金額を下記のとおり確定したので、田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	補助事業の精算額	金	円
3	補助金確定額	金	円

様式第7号(第11条関係)

田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

田原市長 様

申請者

法人の所在地

法人の名称

代表者職氏名

田原市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 請求額 金 円

【振込先】

振込先金融機関	金融機関名	
	預金種目	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	